

2020 年 8 月 28 日

加盟団体・協力団体
理事長・専務理事 殿

公益財団法人日本陸上競技連盟
専 務 理 事 尾 縣 貢
競技運営委員長 鈴木 一 弘
(公 印 省 略)

WA シューズ改訂規則国内適用についての統一見解・運用について（通知）

平素は、陸上競技界発展のため、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

過日、ワールドアスレティックス（以下「WA」という。）シューズ改訂規則の適用についてお伝えし、さらに国内適用では 2020 年 11 月 30 日までは移行期間とし、改訂規則の適用は貴団体の判断に委ね、12 月 1 日以降は日本においても WA シューズ改訂規則を適用することとする旨、お知らせ致しました。

移行期間における国内適用にあたりまして一定の方針の下、運用して頂くことが望ましいと判断し、下記の様に定めたいと思います。

記

- 1 トラック競技において、WA シューズ改訂規則を適用しない場合は、規定外のシューズ使用についてリザルトに明記して記録申請を行うこと。
- 2 トラック競技において、WA 改訂規則を適用した場合は、規定外シューズ使用者の扱いについて「失格扱い」とする。
※レース前に確認した場合は出場を認めない、招集所で確認できなかった、あるいは事後に確認された場合は記録抹消の扱いとする。
- 3 フィールド競技のシューズに関して 2020 年 11 月 30 日までは、WA 改定前規則に準じたシューズの使用は認められる（適用は 12 月 1 日以降）。
※シューズ検査の必要はなく、記録申請に関しても特段の操作の必要はない。
- 4 2020 年 12 月 1 日以降については、国内においても WA シューズ改訂規則を完全適用するのでトラック競技・フィールド競技とも規定外のシューズ使用は認められなくなる。

以上

本件に関するお問合せ先（メールにてお願い致します。）

公益財団法人日本陸上競技連盟 事業部事業課 E-mail : jigyo@jaaf.or.jp

種目	ソールの最大の厚さ (TR5.5、注意(i), (ii), (iii) 及び、TR5.5 の図 (a) 並びに (b) TR5.13.3 に基づく)	補足
フィールド種目 (三段跳除く)	20mm	全ての投てき種目、高さの跳躍及び、三段跳を除く長さの跳躍種目に適用。全てのフィールド種目において、競技者の前の部分の中心点のソール厚さは、競技者のかかとの中心点のソール厚さを超えてはならない。
三段跳	25mm	競技者の前の部分の中心点のソール厚さは、競技者のかかとの中心点のソール厚さを超えてはならない。
800m 未満のトラック種目 (含むハードル)	20mm	リレーにおいては、各走者の距離で本規則が適用される。
800m 以上のトラック種目	25mm	リレーにおいては、各走者の距離で本規則が適用される。競歩種目ではロード種目と同様とする。
クロスカントリー	25mm	
ロード種目 (含む競歩)	40mm	
TR57 の種目 (マウンテン・トレイル)	規定なし。	

TR5.13 注意

(i) 規則 143 条(TR5)13(a)の「1 つの剛性プレートまたはブレード」は、複数のパーツで構成される場合があるが、それらのパーツは、平行ではなく(例:個々のパーツは互いに上に積み重ねない)、1 つの平面に連続して配置しなければならない。※現行のルールブックに掲載の内容と変更なし。

(ii) フィールド種目のシューズの厚さについては、現在、これまでの規則に合致したシューズを使用している競技者を救済するため 12 月 1 日以降からの適用とする。リザルトへの「規定外」の注記は不要とである。(WA ルールに記載の内容を追記)

以上

陸連 20 発第 1076-1 号

2020 年 10 月 28 日

加盟団体・協力団体
専務理事・理事長 様

公益財団法人日本陸上競技連盟

専務理事 尾 縣

競技運営委員長 鈴木



道路競走における競技規則第 143 条 (TR5) の適用について (通知)

平素は日本陸上競技界の発展にご理解ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

さて、過日 World Athletics (WA) による標記規則の再改訂についてご通知申し上げたところ、多くの競技会で速やかなご対応により競技会を運営いただくことができました。こちらにつきましても改めて感謝申し上げます。

トラック & フィールドのシーズンも終盤を迎え、いよいよ道路競走のシーズンとなります。道路競走については競技規則第 143 条 (TR5) の適用は本年 2 月にお伝えしたとおりです。しかしながら多数の競技者が参加する市民マラソン、駅伝競走において、どのように、どのくらい厳格に規則を適用するかが課題となっております。本連盟で検討した結果、以下のように適用していくことといたしました。コロナウイルス感染症対策についてご苦労されているところではありますが、下記ご理解いただきスムーズな競技会の運営にご協力をお願い申し上げます。

記

1 第 143 条 5, 13 の適用対象競技者について

本連盟の登録会員かつ以下の参加資格記録を有する競技者は、靴底の厚さの測定をレース前に測定して参加する。またレース前に対象になっていなくてもレースにおいてこの記録を達成した競技者はレース後に靴底の厚さを確認する。

男子 ハーフマラソン : 1:04:00

マラソン : 2:21:00

女子 ハーフマラソン : 1:18:00

マラソン : 2:56:00

(日本ランキング 200 位相当)

2 駅伝競走における取り扱い

駅伝競走は公認申請していただいている公認競技会ではあるが、記録については一部の競走を除いて公認されない。そのため規則第 143 条 5, 13 については非適用とし、靴底の計測は行わなくて良いこととする。

※適用競技会＝ロードリレー (42.195km の公認マラソンコースを用いて、5km, 10km, 5km, 10km, 5km, 7km 195 の区間で行うもの。世界記録公認の対象)

以上